

2021年5月31日

お取引先様各位

東京都千代田区外神田 2-3-11
フルタカ電気株式会社

「緊急事態宣言」再延長に伴う国内拠点の対応について

新型コロナウイルスの感染拡大により9都府県に発令されていた緊急事態宣言が6月20日まで延長されました。

これを受け、従業員の安全確保と感染防止のため、時短勤務、及びサテライトオフィスでの勤務を継続致します。なお終業時刻に変更がございますので、下記ご参照いただきますようお願い致します。

お取引先様にはご迷惑をお掛けすることが想定されますが、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

1. 実施期間： 6月1日（火）より当分の間
2. 対象者： 東京本社、東関東物流センター（柏）、
名古屋営業所、大阪営業所
3. 実施概要： ① 時短勤務 10:00から17:30まで（終業時刻を17:00より変更）
② 「東関東物流センター内」「本社1号館7階会議室」
でのサテライトオフィス業務は継続致します。

仙台・那須・富山・松本の各営業所につきましては、通常勤務（9:00～17:30）を継続いたします。

※ 状況の変化に伴い実施期間、概要、対象者を変更する可能性があります。

以上